

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

ア 地域の概要・立地

笛吹市（以下「本市」という）は、山梨県のほぼ中央部に位置し、県都甲府市や山梨市、甲州市、南部は御坂山塊を挟んで富士河口湖町、大月市と境を接する。

平成 16 年 10 月に東八代郡の石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村及び東山梨郡春日居町が合併して笛吹市が誕生し、平成 18 年 8 月には東八代郡芦川村を併合して、総面積 201.92 平方キロメートル、総人口 6 万 8 千人規模の市になった。

昼夜の気温差が大きい盆地特有の気候は落葉果樹の栽培に適し、市の中央を横断する笛吹川の沿岸や、御坂山塊から伸びる扇状地に、広大な果樹畑が広がる。

平成 15 年産果樹生産出荷統計で、桃の収穫量 24,800 t、ぶどうの収穫量 15,385 t でいずれも日本一であることが確認され、平成 17 年に「桃・ぶどう日本一の郷」を宣言している。

市庁舎の所在地である石和町は、昭和 36 年に温泉が噴出したことを契機として、県下最大の温泉街が形成され、周辺地域には観光農園が林立しており、観光及びその関連産業と農業が市の基幹産業となっている。

管内に J R 中央本線の駅が 2 つ、中央自動車道の I C が 1 つあり、首都圏へのアクセスは、石和温泉駅から電車で 1 時間 40 分、一宮御坂 I C から自動車でおおよそ 1 時間 30 分の距離にある。

首都圏からのアクセスの良さから、石和温泉郷は鬼怒川温泉や箱根温泉などとともに関東の奥座敷と称され、多くの団体観光客を受け入れてきた。

管内の中央自動車道には、笛吹八代スマート I C が平成 29 年 3 月に供用が開始され、首都圏や中京圏との「ヒト」や「モノ」の交流が加速している。

イ 想定される災害リスク

本市は、甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地帯から流出する水系を集め、盆地中央部を西に向かって笛吹川が流れている。笛吹川に向かって南北に流れる日川、金川、浅川、境川等の扇状地と盆地底部の沖積平地が広がり、山裾から平坦地にかけて果樹を主体とした農地が分布し、背後には甲府盆地を構成する御坂山塊、その山間にほぼ東西に流れる芦川に沿って集落が点在し、秩父山地の丘陵と急峻な山岳地帯が広がっている。

本市は、このような自然的条件にあるため、集中豪雨や台風来襲時にはしばしば水害に見舞われてきた。近年では、合併前の平成 3 年 9 月に発生した台風 18 号により、市内の地域でも護岸の決壊などの被害が確認された。

また、笛吹川周辺の平坦地には沖積層が分布している。一方、山地のほとんどは花崗閃緑岩や石英閃緑岩等からなり、風化が進み、地質は脆弱で、斜面の急傾斜と相まって、豪雨の際には斜面の崩壊、土石流等を起こしやすい。平成 3 年台風 18 号により、芦川町中芦川地区内で土砂崩れ、中芦川地区を流れる里道沢で土石流が発生した経過がある。



近年では、ダムの建設や河川の改修により、氾濫の危険性は、かなり減少している。今後も洪水などの災害から市民を守り、安心して生活できるようにするため、中小河川や水路の改修整備を進めるとともに、一級河川等の改修事業の推進を施設管理者に働きかけていく。

本市に影響を及ぼす地震としては、南海トラフ地震や首都直下型地震、山梨県内及び県境に存在する活断層による地震が考えられる。南海トラフ地震は、県が行った震度分布と中央防災会議から公開されている地震分布とを総合評価した結果、震度の分布状況を県全体で見ると、南が高く北が低い傾向がある。本市においては、西部から南西部、南部にかけて震度 6 弱の地域が分布しており、中央部から北部にかけての地域では震度 5 強の地域が分布しているが、石和町の一部に震度 6 強の想定がされている地域がある。

首都直下型地震は県内に多くの被害を出す地震として想定されており本市のほぼ全域に震度 6 弱の地域が分布しており、市の南東部及び北部に震度 5 弱の地域が分布している。

(感染症)

新型コロナウイルス及び新型インフルエンザ等の感染症は感染力が強く、感染後に重症化するおそれがある。世界的に急速にまん延し、企業活動に大きな影響を与えるため、国家の危機管理として対応することになっており、本市でも、市民の生活及び健康を保護し、市民生活や経済に与える影響を最小にするために対策を行っている。

(2) 商工業者の状況 (令和 3 年 8 月 3 1 日現在)

- ・商工業者数 2, 4 4 9 人
- ・小規模事業者数 2, 1 8 2 人

【地区別小規模事業者内訳】

石和	御坂	一宮	中部	春日居
859	403	336	331	253

(3) これまでの取組

ア 笛吹市の取組

(ア) 地域防災計画の策定

本市は、甲府盆地中央部を流れる笛吹川に沿った平坦地を中心に、北部や東部、山岳丘陵地帯から扇状地に沿って流れる水系が集まる地域であり、地震、暴風、豪雨、土砂災害など多くの自然災害が発生しやすい自然条件であることから、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要である。このことを踏まえることで、平成 18 年 9 月に、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定めることで、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、笛吹市地域防災計画を策定した。これまで、上位法令等の改正に伴って改訂を行っており、直近の改定は平成 30 年 3 月に行っている。

(イ) 防災・減災に関する施策の推進

本市では、過去に河川の氾濫や土砂災害などが発生しており、近い将来、発生する確率が高いとされている南海トラフ地震や首都直下型地震では、市内でも大きな被害が予想されている。これらのことから、大規模自然災害による致命的なダメージを回避する

とともに、被害から迅速に回復できるよう「笛吹市国土強靱化地域計画」を策定した。当該計画では「防災・消防」「住宅・都市・土地利用」「保健医療・福祉」「教育・文化」「産業・農業」「情報通信・エネルギー・環境」「国土保全・交通」「地域防災」の8つの施策分野ごとに今後必要となる施策を検討し、推進方針を示し、対応することとしている。

(ウ) 総合防災訓練の実施

毎年防災週間の日曜日に、市民参加型の防災訓練を実施している。震度6弱の地震災害を想定し、市、消防団員、行政区（自主防災組織）、市民がそれぞれ発災直後に行うべき初動対応を確認することで防災（減災）意識を高め、防災力を向上させることを目的とし、発災直後から指定避難所への避難者の報告までの一連の流れを確認している。

(エ) 防災に関する情報提供

指定避難所や非常持出品の一覧、災害種別に応じた避難行動のタイムライン、防災情報ツールなど、災害への備えや、初動対応をまとめた冊子「災害発生時の避難方法について」を令和2年7月に発行し、災害対策基本法の一部改正に伴い、避難情報が変更されたことから、令和3年7月に改訂し、全戸に配布した。広報、市のホームページでの情報提供のほか、学校などへの出前講座を開催することで、災害に対する備えなどの周知に取り組んでいる。

(オ) 防災備蓄品

備蓄品目については、アルファ化米や飲料水、毛布、簡易トイレに加え、粉ミルク、生理用品、トイレットペーパー等の生活必需品を備蓄している。

また、本市と事業者とで締結した協定に基づき、災害時に必要な物資を調達することとしている。

イ 当会の取組

(ア) 事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識、理解してもらうため、当会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発、周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布とともに当会ホームページや会報において、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

(イ) 事業者BCP策定セミナーの受講促進

これまで、当会主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して、管内の小規模事業者への周知等を行っている。

(ウ) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では「ビジネス総合保険制度」「業務災害補償プラン」「商工会の休業補償制度」「全国商工会情報漏えい保険」について各損害保険会社と業務提携し、制度運営、普及を推進している。また小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、山梨県商工会連合会等と連携して、加入促進を図っている。

(エ) 事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携

本計画策定に関し、担当課である笛吹市役所観光商工課との協議、連絡を定期的に行い、実施し、連携を図っている。

(オ) 防災備蓄品

携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、コンロ、工具類、スコップ、ポリバケツ、タオル、ライター、ゴミ袋等をそれぞれ備蓄している。

2 課題

現状では、「笛吹市地域防災計画」において、商工会が災害時に果たすべき業務は示されているが、市と商工会の具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、加えて、平時及び緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が少ない。

災害時の情報提供や情報収集は、市をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。

小規模事業者にとっては、利益の確保や経営の安定といった事柄が、災害時の事業継続よりも優先すべきものとなっており、事業者BCPの策定まで手が回っておらず、それほどの必要性も感じていないと思われる。

3 目標

笛吹市地域防災計画に基づき、発生が想定される大規模自然災害等に備え、中小企業等に対する事前の備えや早期復旧等の対策について、市と商工会が一つになって取り組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組の徹底を推進する。

また、大規模自然災害の対応と併せ、令和2年はじめから、全世界を震撼させ、大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染に係る経験を活かし、感染症対策と感染拡大防止措置が速やかに行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

(1) 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

(2) 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、本市、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

(3) リスクファイナンスを活用したBCP対策の啓発

災害や感染症等による被害発生時においても、いち早く経営活動の再開が図られるよう、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。啓発活動においては、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用する。

(4) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(5) その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

2022年（令和4年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

(ア) 巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

(イ) 広報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

(ウ) 小規模事業者に対してBCP策定の重要性を説明し、山梨版BCP作成シートや全国連と東京海上日動火災（株）が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCPヒアリングシート、作成シート等を活用し、実効性のある取組の推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。

(エ) 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(オ) 新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

(カ) 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

(キ) 事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

令和5年3月までに作成

ウ 関係団体等との連携

(ア) 専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。

(イ) 連携する東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）の提供する事業所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者に提供し、自然災害等の危険度を周知する。

(ウ) 連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。

(エ) 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も行う。

(オ) 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

エ フォローアップ

- (ア) BCPは策定してそのままになってしまうケースも多いことから、小規模事業者のBCP等の取組状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。
- (イ) 笛吹市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、本市）を開催し、状況確認や改善点について協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- (ア) 自然災害が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う。
- (イ) 訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

ア 自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(ア) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に商工会職員の安否報告を行う。(LINE等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と笛吹市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」がでた場合は、笛吹市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

(イ) 応急対策の方針決定

- ・当会と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。等
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

【例：被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており確認がとれない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1日に1回共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回共有する
2ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

ア 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

イ 小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。

また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を市・県に対して迅速に報告する。

【商工会災害システム把握及び入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者 ・家族 ・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅 (全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額	(円) ・被害状況の確認方法、被害額の算定方法については、あらかじめ確認しておく
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

ウ 自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。

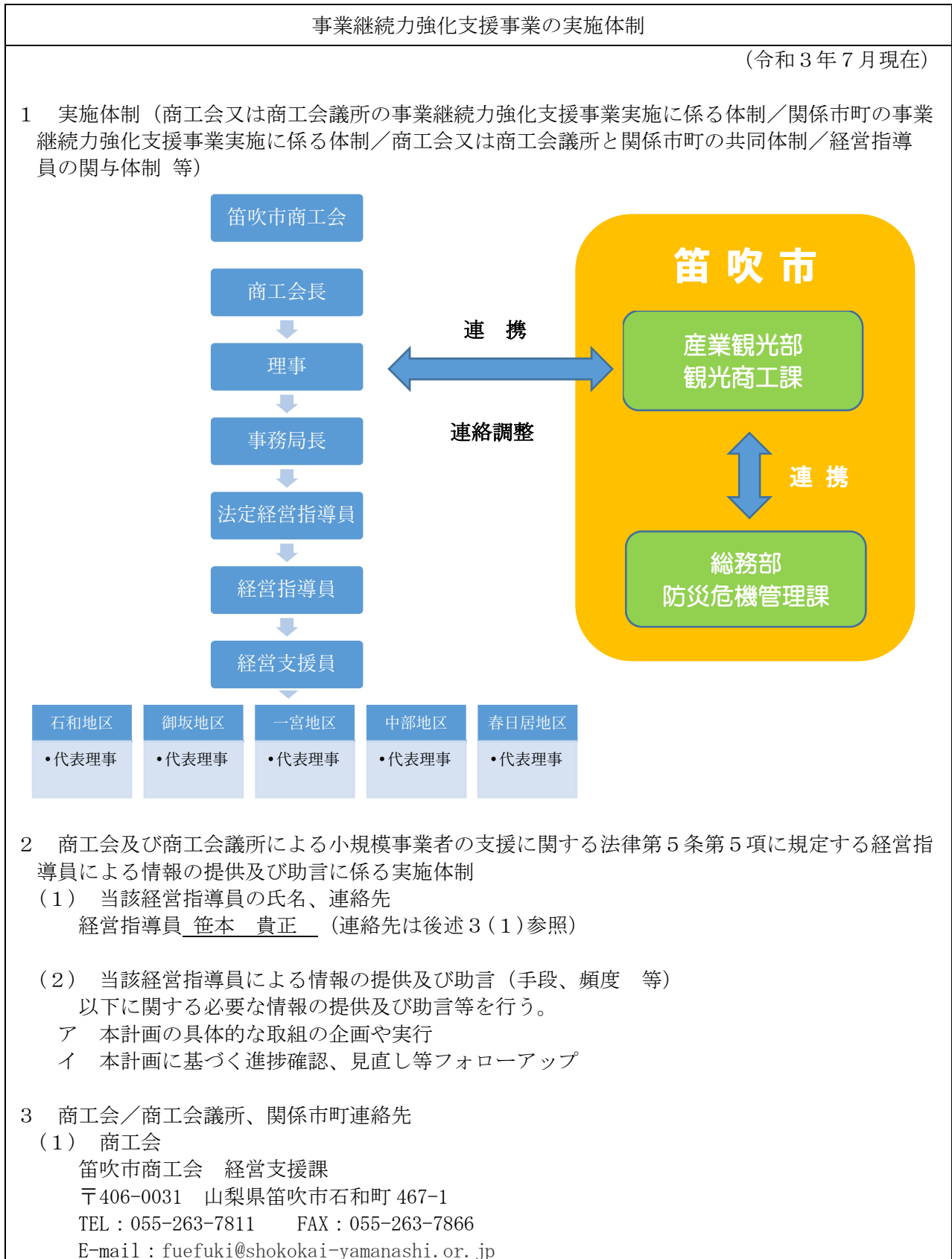
エ 当会と本市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額 (合計、建物、設備、商品等) の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

オ 当会と本市が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、当会又は本市より山梨県へ報告する。

カ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と本市が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は本市より山梨県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 関係市町

笛吹市役所 産業観光部観光商工課

〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部 777

TEL : 055-261-2034 FAX : 055-262-8507

(3) その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	850	850	850	850	850
・啓発パンフレット作成配布	300	300	300	300	300
・啓発セミナー開催	120	120	120	120	120
・BCP作成支援	330	330	330	330	330
・環境整備費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、市補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>1 山梨県商工会連合会 会長 中村 己喜雄 〒400-0035山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階</p> <p>2 山梨県火災共済協同組合 組合長 中村 己喜雄 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37</p> <p>3 東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビルディング</p> <p>4 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 金杉 恭三 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル3階</p>
連携して実施する事業の内容
<p>1 業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。</p> <p>2 山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。</p> <p>3 その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>1、2、3とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。</p> <p>具体例として、自然災害・感染症リスクに係る</p> <ul style="list-style-type: none">・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣・災害・労務リスク対策ツールの提供等 <p>また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。</p>

連携体制図等

東京海上日動火災(株)

あいおいニッセイ同和損保(株)

山梨県火災共済協同組合

情報提供

情報提供

笛吹市商工会

山梨県
商工会連合会

連携

相談

指導

管内小規模事業者